

7・4 船員保険

(1) 船員福祉センターの存廃問題

船員保険は、平成 22(2010)年 1 月、雇用・労災保険が陸の一般制度に統合され、一般の制度を上回る部分等については新船員保険として全国健康保険協会（協会けんぽ）により運営されている。

新船員保険移行時、旧制度下の福祉施設はその殆どの存廃が決定されたものの、全国 4 カ所（小樽・長野・神戸・久留米）の船員福祉センターについては、存廃の決定時期が平成 24（2012）年に先送りされていた。

このため、同年 7 月末以降、厚生労働省の「船員保険制度に関する懇談会」（学識者・当協会等の船主団体・全日海で構成）において、4 センターの存廃について議論された結果、利用率が比較的良好な 1 カ所（神戸）のみ船員福祉施設としての存続に向けた売却手続きを進める一方、他の 3 カ所については廃止することし、廃止に伴う次善策として、協会けんぽの船員保険協議会（学識者・当協会等の船主団体・全日海で構成）に対し、時代のニーズに即した新たな福祉事業の検討が委ねられることとなった。

(2) 特別支給金の見直し問題

新船員保険における労災保険の特別支給金（労災事故で傷病を負った場合の法定給付上乘せ分）は賞与の支払いがあった者に限定して賞与の一定割合を支給しているが、旧船員保険では賞与の有無に関わらず、一律に法定給付の 8%を特別支給金として支給していた。

このため、新船員保険移行後、賞与が支払われていない者については、特別支給金が従前水準を下回る事例が発生していることから、同事例への対応について、協会けんぽの船員保険協議会で議論された結果、以下案が取り纏められ、実施されることとなった。

- ①新制度移行後に特別支給金の対象となった者のうち、旧制度に比べ支給水準が下回る例については、激変緩和を図る観点から一定期間を対象に、一般制度による支給金に加えて船員保険から「経過的特別支給金」を支給する。
- ②経過的特別支給金は、財政運営上の観点から、年金形式ではなく一時金形式のみとする。